

佐野市企業立地促進条例の改正について

(※令和6年4月1日から)

産業振興及び市民生活の安定に寄与することを目的として、市内の工業団地等に工場等の新設や増改築等を行う企業に対して、佐野市企業立地促進条例に基づく固定資産税及び都市計画税相当額の奨励金を交付してまいりましたが、令和6年4月1日から次のとおり改正いたします。

改正点その①

●従来の制度の変更点

新設や増改築等を行う企業に対して、固定資産税及び都市計画税相当額の奨励金を5年度分交付するという従来の制度について、次のような変更がございます

①対象区域を拡大します

【従来の対象区域】

- 公共団体が造成した産業団地
- 市内の準工業地域、工業地域又は工業専用地域



改正により、従来の区域に加えて、次の区域も対象となります

- 地域未来投資促進法に基づいて定める土地利用調整区域
- 出流原PA周辺総合物流開発整備に関する基本構想書に基づいて定める産業振興エリア

②奨励金の上限額を設定します（10億円）

奨励金の額について「新設又は増改築等により取得した投下固定資産に係る固定資産税額と都市計画税額との合計額」として上限額を設けていませんでしたが、改正により10億円の上限額を設けます。

● 本社等移転を行った企業に対して法人市民税相当額の奨励金を交付する制度を追加します

要件

- 本社等移転を行うこと（※1）
 - 常時使用する従業員が10人以上であること
 - 訪問販売などを行う企業でないこと
 - 暴力団その他反社会的活動を行う団体でないこと
 - 市税に滞納がないこと
- など

※1 本社等移転とは、企業が次のいずれかを行うことを指します。

- ① 市の区域外に本店の登記をしている企業が市の区域内に本店登記とともに本社を移転すること。
- ② 本社機能（企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する実質的な中枢機能をいう）又は研究開発機能（事業に関する研究、製品等の開発若しくは試験研究又は試作品の製造等を行う機能をいう）を有する支店を市の区域内に新たに設置すること。

奨励内容

佐野市へ納付した法人市民税相当額（1千円未満切捨て）
※上限を3億円とする

奨励期間

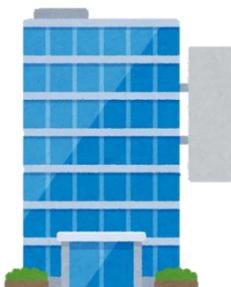
原則として本社等移転のあった翌年度から5事業年度分

※本社等移転を行った工場等が営業活動を開始した日の属する事業年度の翌事業年度以降において、市に提出される確定申告書に記載する月数が12月となる事業年度から連続する5事業年度まで

制度開始

令和6年4月1日（開始日以前の本社等移転は対象外です）

詳しくは企業誘致課へお問い合わせください



お問い合わせ先

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市役所企業誘致課

電話番号 0283-25-7031

メール kigyo@city.sano.lg.jp